

## 砺波市空き家利活用調査研究委員会設置要綱

平成23年 6月 7日

砺波市長 上田 信雅

## 砺波市空き家利活用調査研究委員会設置要綱

(目的)

第1条 砺波市内の散居村は、少子高齢化、米価下落等による地域農業の衰退、都市部への若者流出などで、近い将来、空き家や耕作放棄地が急増することが予想される。

地域コミュニティの衰退にもつながるこのような変化を未然に防ぐためには、歴史・文化などの資産活用を促進し、「空き家の利活用」を契機とした「農林業・観光振興」を含む、地域の活性化が求められる。その方策について調査研究を行うため、砺波市空き家利活用調査研究委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 空き家調査に取り組んでいるNPO法人等の団体の会員
- (2) 砺波市地区自治振興協議会など関係団体の会員
- (3) 空き家対策について見識を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。補欠の委員も同様とする。

2 委員は、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求めるこ

とができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、となみ散居村ミュージアムに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。